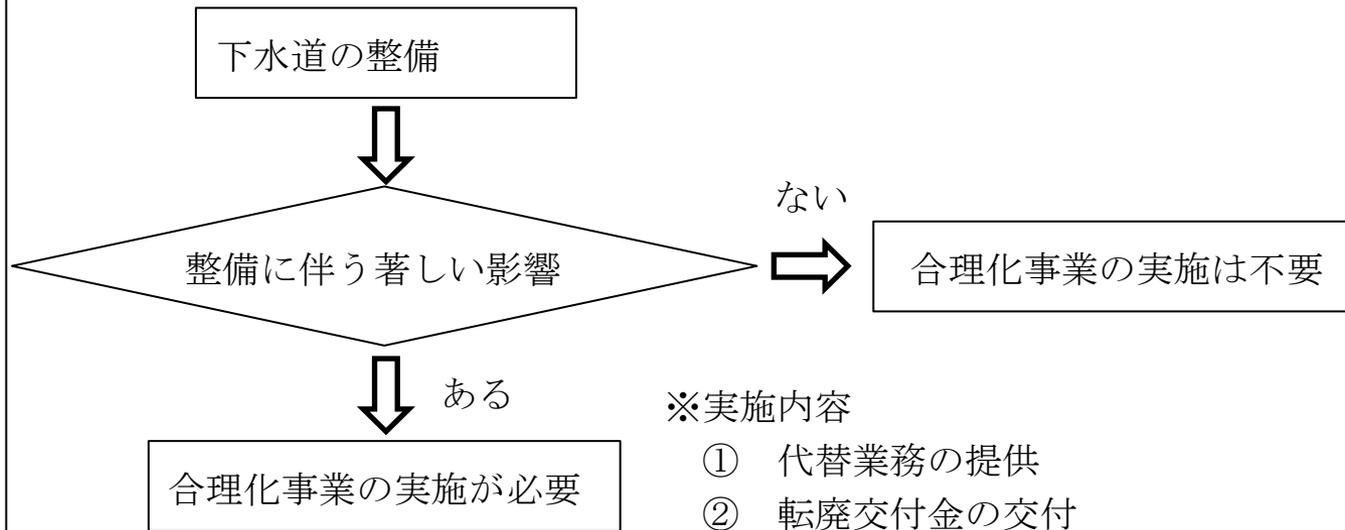


1 合理化事業の実施判定フロー

【実施判定フロー】



【審議事項】

- ア 合理化事業の実施にあたっては、合理化事業計画の策定を基本とすることの可否
- イ 著しい影響の判断方法、影響度の有無、判断の時点は、項目「2 影響の判定」で審議

2 合理化事業に係る影響の判定

【影響の判定】

収集業者の収入は、くみ取りが市の委託費、浄化槽汚泥清掃が市民などの清掃手数料で、下水道整備による経営への影響は、委託費の減額または清掃手数料の減収によるため、その判定方法や影響度の有無、いつ判断するかの特点を決定する必要がある。

	くみ取り	浄化槽
影響の判定	バキューム車	下水道への転換予測数 ※大型浄化槽は手数料実績を基に5人槽換算
影響度の有無	バキューム車の減	転換予測数の減少または清掃手数料の減収 ※詳細は市で決定する。
影響判断の時点	計画策定の前年度と 計画期間中の車両台数の比較	計画策定の前々年度の転換数または清掃手数料の収入実績との比較

【審議事項】

- ア 業務ごとの影響の判定方法
- イ 影響度の有無の考え
- ウ 影響判断の時点の可否

【資料】 添付資料1

3 代替業務提供額と清掃手数料の減収推計額

【実績比較】

下水道供用開始後に湖西地区の収集業者に対し旧湖西市が、新居地区の収集業者に対し旧新居町がそれぞれ業者と合意して代替業務を提供し、平成22年の合併後もその仕組みを継続している。

	代替業務提供額 (H13～29)	代替業務の 平均提供額	下水道転換数 (H13～29)	清掃手数料の減収推計額 (H13～29)
A社	1,675,586千円	98,564千円	1,123基	285,225千円
B社	469,558千円	27,621千円	420基	89,550千円
C社	279,379千円	16,434千円	2,001基	601,525千円

【合理化事業に対する市の基本的な考え】 ※第1回審議会資料（資料2の4ページ）を抜粋

- 業務の提供期間終了後に提供量の適正化について検証するものの、精算を行わない。
- 見直し後の方法により算定した額と現行の業務量に過不足が生じる場合、精算を行わない。

【審議事項】

ア 清掃手数料の減収推計額と代替業務提供額の差分に対する措置の必要性

【資料】 添付資料2

4 合理化事業の算定方法

【算定方法】

合理化事業は、収集業者に対し代替業務の提供を基本とし、その算定方法については他市の事例や収集業者の意見を踏まえたケース1～4と、これまでの提案方法のケース5と比較する。

ケース1	清掃手数料	×	5年間の転換予測数（合計）	
ケース2	清掃手数料	×	（5年間の転換予測数（合計）	+ 前5年間の転換実績数）
ケース3	清掃手数料	×	（5年間の転換予測数（合計）	+ 前15年間の転換実績数）
ケース4	清掃手数料	×	（5年間の転換予測数（平均）	+ 前15年間の転換実績数）
ケース5	補償基準等	×	5年間の転換予測数（合計）	

【ケース説明の補足】

減少の補てんではないため、清掃手数料と転換数（件数の反映期間等の差あり）の算定方法においても反映期間を区切る考え。また、補償基準の算定方法は喪失利益から利益率等を用いて提供額を算定するが、ケース1～4は減収推計額を代替業務提供額とするため、利益率を採用しない。

【審議事項】

ア 算定方法の選択または優先順位づけ

【資料】 添付資料3-1 ～ 3-6

5 合理化事業の実施期間と見直し

【実施期間と見直し】

下水道接続が完了するまで、下水道整備の影響の有無を判定し、影響がある場合において期間を定めて合理化事業を実施する。ただし、合理化事業等の見直しを定期的に行う。

提案1 5年ごと

提案2 10年ごと

提案3 他の期間（20年など）

【提案の背景】

- 下水道整備計画の進捗状況等に伴い、下水道整備計画の新たな見直しによる事情の変化
- 代替業務自体の見直しや算定方法に用いる単価等の見直しへの対応
- 下水道の転換予測数の見直しに伴う、合理化事業の調整・変更

【審議事項】

ア 合理化事業の実施期間

イ 見直しの時期の有無

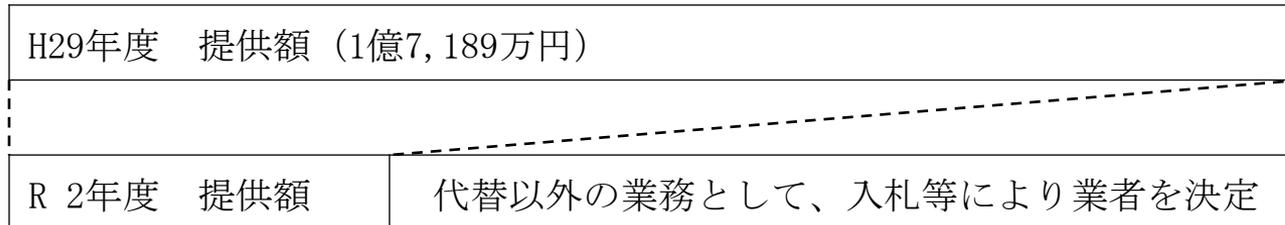
【資料】 添付資料1

6 仕組みの見直しに伴う代替業務の考え方

【代替業務の考え方】

現行の仕組みでは覚書に指定する業務を代替業務として収集業者へ提供しているが、今後は新たな仕組みに基づいて算定された業務を提供する。従来のもものと比較すると提供額が異なり、その変化も収集業者によって異なる。

【変化のイメージ】 ※第1回審議会の資料2の額で作成



【審議事項】

ア 見直しに対する激変緩和等の措置適用の有無

※有の場合、適用期間など

7 転廃交付金の考え方

【収集体制の変化】

委託業務のくみ取りと許可業務の浄化槽汚泥清掃は、下水道整備や人口減少などに伴い収集量が減少するため、今後収集業務の規模の適正化を図っていく中で収集体制の見直しが見込まれる。

特に委託業務のくみ取りは体制の見直しが急務で、くみ取りの収集車両数の適正化を図る必要がある。

業務	現行の体制	将来の体制（イメージ）
くみ取り	3社へ収集車両 4台の委託	<ul style="list-style-type: none"> 収集車両の適正化（例：4台⇒3台⇒2台） 許可業務へ移行 市の直営により実施
浄化槽汚泥清掃	3社へ許可	<ul style="list-style-type: none"> 許可区域の見直し 収集体制の適正化 市の直営により実施

【転廃交付金の考え方】

- くみ取り、浄化槽汚泥の業務を同時に廃業する場合は、収集車両数に応じて交付する。
- （浄化槽汚泥は許可するが）くみ取りを委託しない場合は、代替業務を提供する。
- 自己都合による廃業は転廃交付金の交付対象外とする。

【審議事項】

ア 転廃交付金の適用の考え方

8 その他参考（算定式等で使用する数値等）

【1台あたりの標準年間売上高】

- ① くみ取り : 21,168千円 平成30年度の1台あたりの平均委託金額
- ② 浄化槽汚泥 : 19,200千円 清掃手数料25,000円×768基（1年間の1台あたりの清掃件数）

【浄化槽の清掃手数料】

1基あたりの額 25,000円

※単独浄化槽や合併処理浄化槽の平均単価から市が設定した額

※単独浄化槽や合併処理浄化槽ごと、またそれぞれの型式、人槽により異なっている。

※3業者ごとに設定の手数料は異なっている。

【利益率】 ※代替業務の算定方法が、補償基準以外となる場合、利益率は算定に使用しない。

- 算定中、委託業務は4%（市の委託積算と同じ）、許可業務は10%（他市の実績）、代替業務の算定は10%を使用している。
- その他案
 - ア ごみ収集運搬業のTKC経営指標 7.9%
 - イ 市内3業者の過去5年分の利益率（未調査）